

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、平成26年度予算が成立し、本業務に関する予算示達がなされることを条件とする。

平成26年3月14日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局石垣港湾事務所長 林 健太郎

1. 内容

(1) 件名及び数量

平成26年度石垣港複合機保守 一式（電子入札対象案件）

(2) 特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

(3) 平成25・26・27年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の定期受付に係る申請を行っていること。なお、平成26年4月1日までに上記監査申請の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。また、沖縄県内に本店、支店、営業所等を有するものであること。

なお、競争参加資格を有しない者が申し込みをしようとする場合は入札の日時までに競争参加資格の認定を受けなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 資料提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札説明書、入札公告の写し、契約書（案）入札心得及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の受領を済ませていること。
- (7) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒906-0012 沖縄県石垣市美崎町1-10

石垣港湾事務所 総務課総務係

TEL 0980-82-4740 FAX 0980-83-8760

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

平成26年3月14日～平成26年3月20日

3(1)の問い合わせ先で交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限

平成26年3月20日 17時00分

国土交通省電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp>

より提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更した場合は、上記3(1)に提出すること。

(4) 電子入札システム及び紙入札による入札書の提出期限

平成26年3月31日 10時00分

場所は上記3（1）と同じ。

(5) 開札の日時及び場所

平成26年3月31日 11時00分

石垣市美崎町1-10 石垣港湾事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 電子入札システムの利用

本件は、資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものである。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、提出資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 開札の日には落札決定を保留したうえで落札予定者を決定し、4月1日に落札決定を予定する。

契約締結日及び履行は平成26年4月1日からとする。

ただし、4月1日までに平成26年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は4月2日以降、予算が成立の日とする。

暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されてるときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) その他詳細は入札説明書による。